

国道8号敦賀空間再整備の完成について

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

1 はじめに

敦賀市は、福井県南西部に位置する嶺南地方を代表する都市で、国道8号や北陸自動車道が南北に縦貫し、中京や関西と北陸を連絡する重要な交通結節点であり、北陸への玄関口となっています。また、2023年には北陸新幹線の敦賀延伸が予定され、当面の終着駅となることから、さらなる活性化が期待されています。(図-1)

2 計画の概要

本事業は、敦賀バイパス整備に伴う自動車交通の転換を受け、現道の元町交差点～白銀交差点区間900mを4車線から2車線への変更し、歩行者の安全性を高めるよう各交差点をコンパクト化すると共に、敦賀駅から国道8号を通り氣比神宮、敦賀港周辺エリアへ向かう主動線で賑わいを楽しみながら回遊できる歩行空間を創出していく事業です。(図-1)

敦賀バイパスは、市街地を迂回する延長8.2kmのバイパスで、昭和51年度に工事着手し、平成元年に中央区間の2.1km供用、平成8年に北側区間の3.4km供用、南側区間の2.7kmが平成20年に供用しバイパス全線が開通しました。(図-2)

その結果、現道8号の交通量は約6割に減少しています。(表-1)



図-1 事業箇所図



図-2 位置図(敦賀市)

現道国道8号の交通量が約6割に減少
【19,587台/日(H2)⇒11,668台/日(H27)】

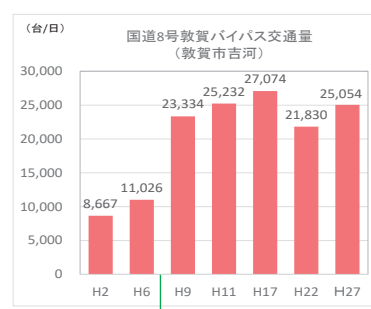
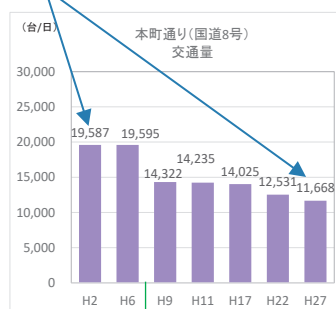


表-1 交通量の変化

3 事業の経緯

敦賀バイパス全線開通を踏まえ、敦賀市中心市街地活性化に寄与する道路空間の活用について平成 17 年から検討を開始しています。平成 17 年から平成 19 年まで有識者を交え「国道 8 号道路空間利用対策委員会」を立ち上げ、社会実験やワークショップを開催しながら計画素案を立案しました。

平成 20 年からは素案を基に警察などの関係機関や地元説明会を実施するなど調整を図りましたが、商店街の荷さばきスペースの減少や 4 車線を 2 車線に減らすことについて地元の同意を得るに至りませんでした。

平成 29 年に敦賀市が本事業区間も含め「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定されたことにより、敦賀市と共同して地元及び関係機関と調整を行い、地元意見を尊重した修正案にて合意に至りました。

工事は地元商店街及び敦賀まつりへの影響を考慮し、令和元年 9 月下旬に工事着手し、約 1 年間という短期間の令和 2 年 10 月に完成となりました。

4 整備の内容

車道を片側 2 車線から 1 車線に変更し、路肩は 1.5m 確保することで自転車通行スペースも整備しました。また、アーケード区間を除いて、歩道又は荷捌き場は、幅 4.5m から 6.75m へ拡幅しています。(図 - 3 写真 - 1)

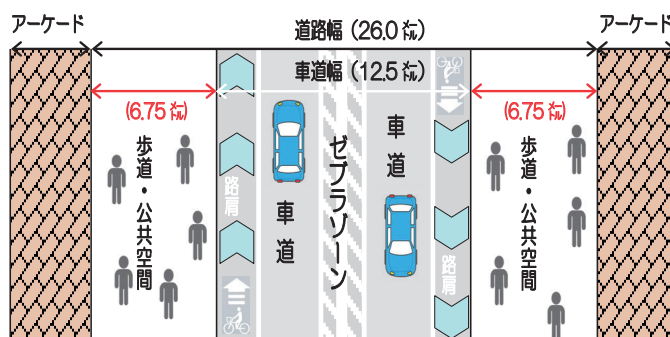
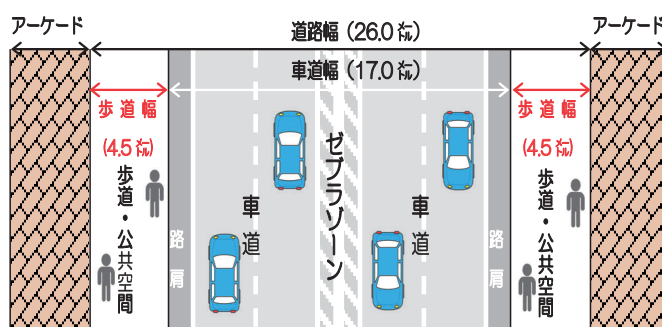
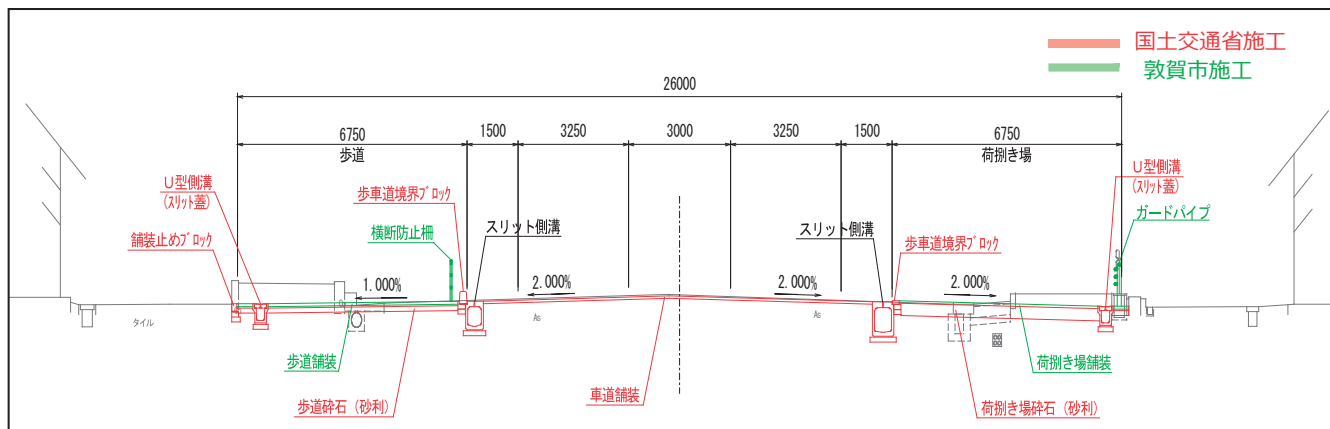
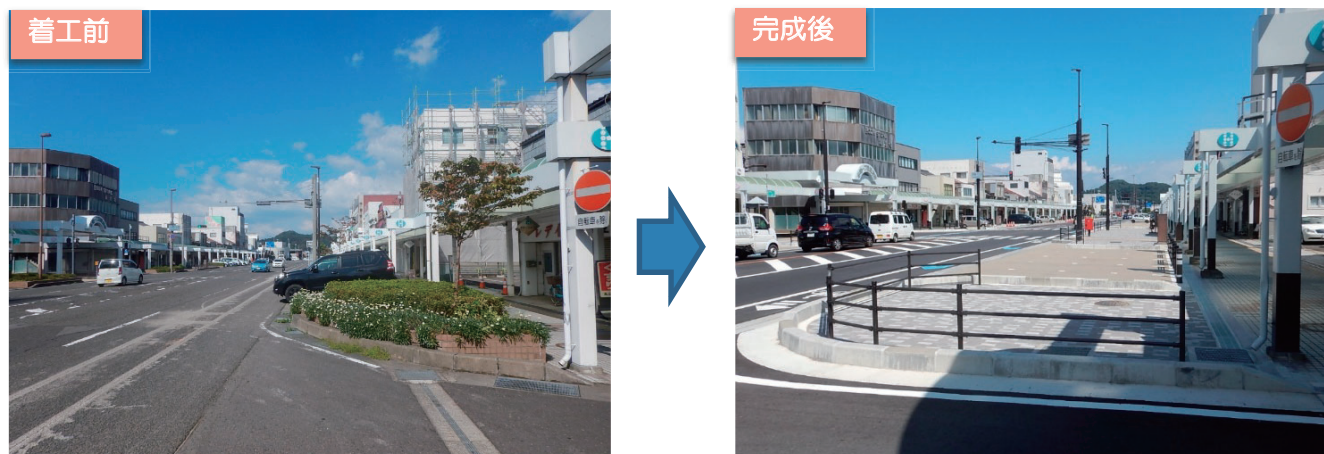


図-3 横断図（整備前後）

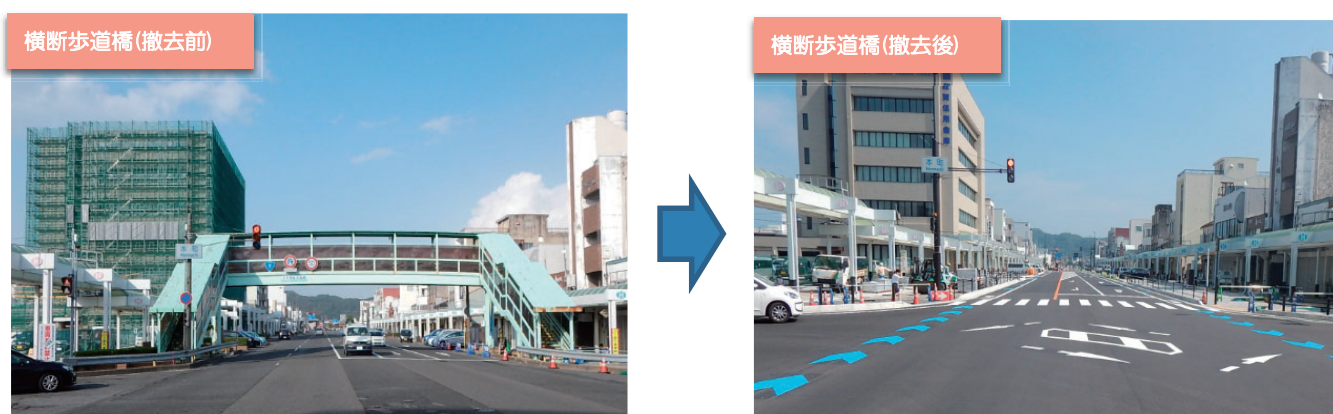
工事は国土交通省と敦賀市との合同で施工を行い、道路の2車線化及び交差点のコンパクト化など道路構造の基本的な部分は国土交通省の道路交通安全対策事業で実施し、歩道舗装（タイル）などの美装化は敦賀市の補助事業で実施しています。（図－4）また、道路の2車線化に伴い老朽化した横断歩道橋等の撤去も行いました。（写真－2）



図－4 施工区分図



写真－1 歩道拡幅（整備前後）



写真－2 横断歩道橋撤去

5 気比神宮交差点のコンパクト化

本事業区間の各交差点をコンパクト化することにより、交差点内での車両速度低下や、横断歩道距離が短縮されることで歩行者の安全性を高めています。(図－5)

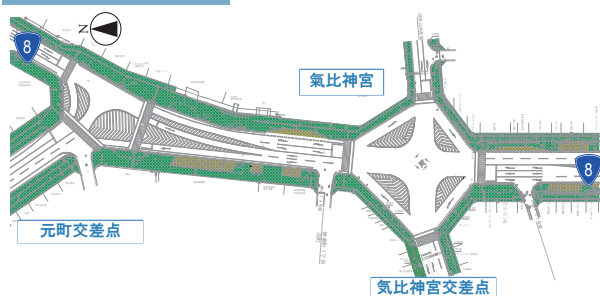
一方、事業区間内にある気比神宮交差点は、国道に面して気比神宮があり、毎年9月に開催される気比神宮例大祭(敦賀まつり)では、神輿、山車等が気比神宮交差点に集合し交差点内で大立ち回りを見せています。(写真－3)

コンパクト化により伝統行事の支障となる可能性があるため、地元関係機関と協議を重ね、歩道境界柵を脱着式防護柵とし、車道と歩道間の段差をスロープとするなどの工夫を行いました。(写真－4)

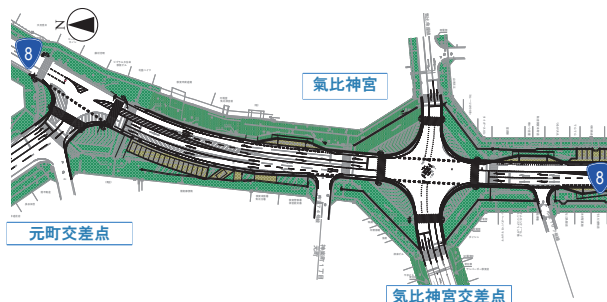


写真－3 例大祭(気比神宮交差点)

着工前平面図



完成平面図



図－5 交差点平面図(整備前後)



写真－4 気比神宮交差点(整備前後)

6 今後の賑わい創出

事業箇所は敦賀駅から徒歩10分に位置し、敦賀駅から氣比神宮を通り、敦賀港周辺施設へ繋がる主動線のです。(図-2) しかしながら、地元商店街からも「ただ道路幅が広いだけで、かえって寂しい感じがする」という声があるように賑わい空間としては魅力を存分に発揮できていない状況にありました。

よって、本事業にて生まれた賑わい空間を活用し、敦賀市な

ど地元主催のイベントやオープンカフェ等を開催し、賑わいを創出していくことが重要となります。

本事業完成後の令和2年11月1日に敦賀市により歩道空間を活用した社会実験を行いました。新たに生まれた空間の活用策を提案するサンプルイベントとして行うとともに、より活用しやすい体制構築に向けた課題抽出を行っています。(写真-5 写真-6 写真-7)



写真-5 社会実験（氣比神宮交差点付近）



写真-6 社会実験（オープンカフェ）



写真-7 社会実験（ミニライブ）

7 おわりに

近年「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いて、ゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まっています。このような声に対し、令和2年5月に道路法、6月に都市再生特別措置法が改正され、新たに「歩行者利便増進道路」制度が創設されるなど、歩行者の滞留・賑わい空間を整備することや、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を促進しているところです。この敦賀空間再整備事業は、まさにその先駆けと言える整備であり、今後、各地域での道路整備の参考となれば幸いです。